2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
一　第十三条第三項の規定に違反して、貸付料その他の貸付けの条件の認可を受けなかったとき。
二　第十三条第六項の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。
三　第十三条第九項の規定による命令に違反したとき。
四　第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

第四十二条　第三十二条第二項において準用する空港法第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第四十三条　第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条第一項から第十項まで並びに附則第九条第一項及び第二十三条の規定　公布の日
二　第二条、第六条、第七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条から第二十七条まで、第二十八条第一項並びに第三項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）、第三十四条第一項から第三項まで、第三十五条第一項第一号、第二号及び第五号（第二十二条、第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条に係る部分に限る。）、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項並びに第四十一条第一項第二号から第五号まで及び第六号（第二十七条第二項に係る部分に限る。）の規定並びに次条第十一項及び第十二項並びに附則第三条から第五条まで、第六条第七項から第九項まで、第九条第二項、第十条第三項、第十一条第一項及び第五項、第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条並びに第二十条第三項の規定　公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
三　第四条第二項、第十条第二項、第三章、第三十四条第四項、第三十五条第一項第五号（第三十条第四項に係る部分に限る。）及び第六号並びに第二項、第三十九条、第四十一条第一項第六号（第三十条第九項に係る部分に限る。）及び第七号から第九号まで並びに第四十二条の規定　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（会社の設立等）

第二条　国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。
2　設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
3　国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
4　会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。
一　株式の数（会社を種類株式発行会社（会社法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。）として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
二　株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）
三　資本金及び資本準備金の額に関する事項
5　会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府に割り当てるものとする。
6　政府は、会社の設立に際し、会社に対し、政府の保有する関西国際空港株式会社（以下「関西空港会社」という。）の株式の一部を出資するものとする。
7　会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第二条第五項の規定による株式の割当後」とする。
8　第六項の規定により政府が行う出資に係る給付は、前条第二号に掲げる規定の施行の日に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。
9　会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
10　会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。
11　会社は、その成立後施行日の前日までの間は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　第九条の事業の準備に関する業務
二　附則第五条第一項の計画の作成
三　前二号に掲げる業務に附帯する業務
12　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第五条の規定は、会社の商号については、適用しない。

（承継方針）

第三条　国土交通大臣は、関西空港会社が営んでいる事業並びに関西空港会社の権利及び義務（以下「関西空港会社の事業等」という。）並びに独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が行っている業務並びに機構の権利及び義務（以下「機構の業務等」という。）の会社への適正かつ円滑な承継を図るため、関西空港会社の事業等及び機構の業務等の承継に関する方針（以下この条及び次条において「承継方針」という。）を定めなければならない。
2　承継方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めることとする。
一　会社に引き継がせる関西空港会社の事業及び機構の業務の種類及び範囲
二　会社に承継させる関西空港会社及び機構の資産、債務その他の権利及び義務
三　その他会社への関西空港会社の事業等及び機構の業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項
3　承継方針は、関西空港会社の事業等のうち、空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、次に掲げるところにより会社に承継させるよう定めなければならない。
一　関西空港会社を吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。）とし、会社を吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）とする吸収分割によること。
二　前号の吸収分割がその効力を有する日を施行日とすること。
4　承継方針は、前項に規定するもののほか、機構の業務等のうち、大阪国際空港に係るもの（附則第六条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。）を会社に承継させるよう定めなければならない。
5　国土交通大臣は、承継方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（実施計画）

第四条　国土交通大臣は、承継方針を定めたときは、関西空港会社及び機構に対し、関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。
2　実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項（関西空港会社にあっては関西空港会社に係る事項に限り、機構にあっては機構に係る事項に限る。）について記載するものとする。
3　関西空港会社又は機構は、第一項の規定による指示があったときは、国土交通大臣が定める期間内に承継方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
4　関西空港会社又は機構は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
5　国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。